

請願・陳情參考資料

令和元年 6月 10 日

元氣づくり総本部

陳情（新規）

女性活躍推進課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 6号 (元. 6.3)	元気づくり	<p>女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について</p> <p>新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内淳子</p>	<p>【現 状】</p> <p>女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効した。日本は批准していない。</p> <p>女子差別撤廃条約 締約国 189か国 うち同条約選択議定書 締約国 111か国</p> <p>(2019年4月時点)</p> <p>〈国における検討状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」とされている。 ・選択議定書に規定される個人通報制度の受入に当たっては、司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題について、検討が進められている。 ・これまで複数回にわたって個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について、調査等が行われている。 <p>※女子差別撤廃条約選択議定書とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査制度などについて規定している。 ・個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報するものであり、通報内容について国内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。 ・調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合には、その侵害の有無について調査を実施。当該締約国に調査結果、註釈及び勧告を送付し、締約国はこれに対する見解を提出する。